

外来生物種規制法案について

2003年6月12日

民主党移入種対策 WT

1. 外来生物種導入による生態系の破壊など

沖縄におけるマングースの導入～ヤンバルクイナ・アマミノクロウサギの補食
アライグマの野生化～農業被害・病気の感染源
生態系に支障を及ぼす外来生物の規制・防除が必要

2. 外来生物種規制法案の概要

外来生物種に対する輸入等の規制

特定外来生物種（国内の生態系に支障を及ぼすもの）（環境省令で指定）

- ・ 輸入に際して環境大臣の許可が必要
- ・ 国内においては、環境大臣の定める管理指針に沿った管理
- ・ 管理指針に違反した場合の勧告・命令・罰則
- ・ 業として取り扱う者の取り扱い状況届出義務
- ・ 放逐等の禁止（罰則あり）

特別特定外来生物種（国内の生態系に重大な支障を及ぼすもの）（環境省令で指定）

- ・ 原則輸入禁止（試験研究等特別な事情のある場合を除く）
- ・ 輸入が認められた場合の措置は、特定外来生物種と同様

新規外来生物種（国内生物台帳に記録がない生物種）

- ・ 輸入に際して環境大臣の許可が必要
- ・ 許可を受ける際のリスク評価書添付を義務づけ
- ・ 環境大臣によるリスク評価（学識経験者の意見聴取）実施

非意図的導入の防止

非意図的導入防止のための進入経路調査、防除の要請等

特定外来生物種の防除

都道府県知事による特定外来生物種の生息・生育状況調査
都道府県知事による特定外来生物種防除計画の策定・実施
環境大臣による、都道府県知事に対する計画策定の指示

3. 今後の予定

法案骨子をもとに、7月中に法案を作成

今年秋に予定される臨時国会に法案提出

国内移動による生態系への影響に対する規制のあり方についても、今後検討

以 上